東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第3号

東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の給与の支給等に関する規則(昭和44年東海市規則第7号)の一部を 次のように改正する。

第8条を次のように改める。

- 第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれか に掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届 け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子(条例第12条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。)又は同条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始について

は、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事 実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する 月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生 じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの 一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 条例第12条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)で第1項の規定による届出に係るものがある行(一)8級職員等(条例第6条第5項第2号に規定する行(一)8級職員等をいう。以下同じ。)が行(一)8級職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(一) 8級職員等以外のものが行(一)8級職員等となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合
 - 第8条の2第1項中「条例第13条第1項」を「前条第1項」に改める。
 - 第9条の2中「条例第13条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第9条の4中「(定年前再任用短時間勤務職員(条例第7条に規定する定年前再任用 短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を除く。)」を削る。

第19条の4第1項及び第2項を削り、同条第3項第7号中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、同項を同条とする。

第21条の2第2項を削り、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第19条の2第3項の市長が規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第21条の2第3項を次のように改める。

- 3 条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当は、次に掲げる職員 には支給しない。この場合において、当該職員がした同条第2項の勤務は、同条第 1項の勤務とみなす。
 - (1) 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした 条例第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員
 - (2) 条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした 条例第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員

第22条第2項第2号中「、定年前再任用短時間勤務職員」の次に「(条例第7条に 規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第26条第7項第1号中「100分の215」を「100分の315」に改め、同項第2号中「100分の102.5」を「100分の150」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の東海市職員の給与の支給等に関する規則第8条の規定の適用については、同条第3項第3号中「条例第12条第2項第2号から第5号」とあるのは「条例第12条第2項第2号から第6号」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等」と、同項第4号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等」とする。